

出張報告書

令和4年10月30日

氏名 市議会議員 河野 淳一	用務 基礎から学ぶ議会運営の理論と実務セミナーに参加
期間 令和4年10月20日から 令和4年10月20日まで	出張先 オンラインセミナーのため自宅で受講

調査事項・意見

【10月20日】10:00~17:00

- ① 本会議運営の理論と実務
- ② 委員会・協議等の場における運営の理論と実務
株式会社地方議会総合研究所 廣瀬 和彦

【初見】

- ① 地方議会議事運営に適用される主な法令として、議会組織・運営権限の根拠は地方自治法（憲法 92 条）、本会議・委員会等の議事手続きは会議規則（地方自治法 120 条）、委員会の権限に関する根拠は委員会条例（地方自治法 109 条）、議会の傍聴に関する手続きは傍聴規則（地方自治法 130 条）、地方自治法の解釈は行政実例が適用される。地方自治体ごとの議会運営のルールについては、議会先例集や議会例規集を確認したうえで円滑な議会運営を行うことが重要であることを学んだ。
- ② 委員会とは、議会の組織の内部において原則として議会の構成員の一部をもって、会議体を構成し、議会の権限の一部を分担する組織であり、常任・特別・議会運営の3種類がある。根拠規定は地方自治法 109 条 1 項。常任委員会とは原則として執行機関の部門別または事項別に所管をもち、その所管に属する事務について本会議から負託された議案・請願等を詳細に審査し、自主的に調査する権限を有する常設の委員会をいう。設置個数については特に制限はない。根拠規定は地方自治法 109 条 2 項。
オンラインでの研修となり、資料を用いた説明的なセミナーであったが、議会運営の基礎的内容を学ぶ良い機会となった。

議会事務局職員・議員のための

基礎から学ぶ 議会運営の理論と実務

10月20日(木) in 東京

📶 同時開催！
オンラインセミナー



講師：廣瀬 和彦
【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶応義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」「すべてが正しい」など多数

10:00～13:00

本会議運営の理論と実務

- (1) 定例会・臨時会・通年会期とは
- (2) 開会・閉会
- (3) 定足数
- (4) 議事日程
- (5) 会期
- (6) 議案の取り扱いと撤回・訂正
- (7) 議題と提案理由
- (8) 動議
- (9) 質問・質疑の取り扱い
- (10) 議員の発言と取消し・訂正
- (11) 委員会付託と委員長報告
- (12) 修正
- (13) 討論
- (14) 表決
- (15) 本会議の公開
- (16) 本会議録

14:00～17:00

委員会・協議等の場における 運営の理論と実務

1. 委員会運営の理論と実務
 - (1) 常任・特別・議会運営委員会とは
 - (2) 委員の選任・辞任・所属変更
 - (3) 正副委員長の互選
 - (4) 委員会招集と委員会運営
 - (5) 再審査・再付託・中間報告・審査期限
 - (6) 委員外議員
 - (7) 所管事務調査
 - (8) 委員派遣
 - (9) 閉会中の継続審査等
 - (10) 委員会の公開
 - (11) 委員会記録
2. 協議等の場の理論と実務

(株)地方議会総合研究所